大看板 自衛隊は憲法違反 の建替えを目指して
九条の丘（射撃場） の整備に着手しました

作業報告（5月19日）

曇り空の下、「百里の会」が管理作業を引き継いでから初めてとなる、「九条の丘（射撃場）」の草刈り作業を8人で行いました。丘の斜面は2年前からの2回の除草剤散布により草が抑制されていましたので、丘の裾野部分と頂上部分、看板の周囲の草（篠竹多し）を刈りました。

今回の作業は1976年に建てられた「自衛隊は憲法違反」の大看板の現況調査も目的としていました。文字のペンキの劣化、鉄製の足と枠の腐食はかなり進行していました。改めて、大看板の建て替えが必要であることを確認しました。「百里の会」では、国会で審議が開始された「基地周辺土地規制法案」もにらんで、今年中に大看板を更新したいと考えています。

作業終了後は、3度目（もはや恒例?!）となる“バーベキュー”で交流しました。途中小雨がぱらつきましたが、とっても美味しいお肉をいただくことができました。

さて、次回は【九条の丘（射撃場）】の階段造成作業を行います。「自衛隊は憲法違反」の大看板を建て替えるための準備です。万障お繰り合わせの上、参加のほどよろしくお願いします。

次回は **6月19日（土）**
9時30分～ 九条の丘（射撃場）

百 里 の 会

自衛隊は憲法違反

第15号 2021年5月15日

一般社団法人
百里の会
茨城県水戸市見川 5-127-281
Tel 080-9457-6381
E-mail hyakurip@gmail.com
HP https://hyakurip.web.fc2.com

百里もターゲット！！
基地周辺土地規制法

内藤　功　（百里弁護団）

はじめに

自衛隊・米軍基地など「重要施設」の周囲おおむね1000メートルの区域の土地・建物について、所有者、利用者、関係者の利用状況を調査し、基地等の機能を阻害するおそれがある行為を規制、処罰するという法案が提出され、衆議院で審議に入っている。法案は「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」という全文28カ条の法案である。

注視区域の指定

法案の内容としては、まず、内閣総理大臣（所管は内閣府。以下「政府」）が「注視区域」を指定して、官報で告示する（2条2項、3項）。「注視区域」とは、
①自衛隊・米軍施設　②海上保安庁の施設　③国民生活関連施設のうち「政令で定めるもの」（原発、空港、貯水池等）　④国境離島、国境離島地域を構成する離島。

周辺土地住民について

調査・勧告・命令・刑罰

「注視区域」に指定されると、政府は、その区域内にある土地・建物の利用状況の調査を行う（6条）。政府が、関係行政機関及び関係地方自治体その他の執行機関に、利用者、関係者の情報のうち、氏名、住所、その他「政令で定める事項」について情報提供を求める（7条1，2項）。必要があれば、政府は、利用者、関係者に、利用状況に関し、報告、資料提出を求める（8条）。もし、「土地等の利用者が当該土地等を重要施設の施設機能……を阻害する行為の用に供し、又は供する明らかなおそれがあると認めるときは……利用者に対し、当該土地を当該行為の用に供しないことその他必要な措置をとるべき旨を勧告する」（9条1項）。「正当な理由がなく、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該者に対し、当該措置をとるべきことを命ずる」（9条2項）。この命令に違反すると、2年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金又はこれを併科する（25条）。

特別注視区域

「注視区域」のうちでも、「機能が特に重要な施設」が所在する区域（たとえば、司令部のある基地）を「特別注視区域」として、指定、公示する（12条）。「特別注視区域」内での、200平方メートル以上の土地・建物の売買には、事前に、売主・買主らの氏名、利用目的、その他「内閣府令で定める事項」の届出を義務付ける（13条1項）。もし、届出をしなかったとき、又は虚偽の届出をしたときは、6月以下の懲役または100万円以下の罰金（26条）。

基地周辺の住民監視・権利侵害の危険

この法案は、外国資本（特に中国資本）による国境離島や基地周辺での土地買い占めに対処するという触れ込みだったが、法文上は全くそれに限られない。逆に、防衛省が、防衛施設隣接土地を調査した結果、「自衛隊の運用等に支障が起きているということは確認されていない」（2020年2月26日、衆院予算委員会第8分科会での山本ともひろ副大臣の答弁）。また、法案作成に先立って、2020年12月24日、「国土利用の実態把握等に関する有識者会議」（元国家安全保障会議事務局次長らで構成）から提出された「法制度の在り方についての提言」でも「外国資本等による土地の取得・利用を問題視する指摘が少なくない。しかしながら、……外国資本等による対内投資は、イノベーションを生み出す技術やノウハウをもたらすとともに、地域の雇用機会創出にも寄与するものであり、基本的には、我が国経済の持続的成長に資するものとして歓迎すべきである」と言っている。「外国資本の買い占め対処」などは、本法案のねらいではない。ねらいは、基地周辺住民である。

★政府は、また、「電波妨害、盗聴、侵入等の基地機能阻害行為への対処」をあげるが、本法案の「重要施設の機能の阻害行為」は、実に漠然としたもので、これらの行為に限定されない。やはり、この法案の規制のねらいは、基地周辺の住民に向けられていると、みなければなるまい。沖縄辺野古新基地周辺での監視行動はじ

め、全国各地の米軍・自衛隊基地周辺での言動を、「コソコソ」とではなく、「おおっぴら」に、調査、情報収集、監視、牽制、規制、弾圧し、萎縮させるために、使われる危険がある。

★法案の書きぶりは、「特別注視区域」の指定についても、住民についての、調査・勧告・命令の手順や方法についても、その要件が非常に漠然として、限定がない。政府は、まず、この法案をこのまま成立させて、法案が通った後で、閣議決定で運用の「基本方針」をきめる（4条）。「基地機能の阻害行為」や、地域指定、調査、勧告、命令等の「基本的事項」を決める。つまり、きわめて漠然としている根幹部分については、すべて、法案成立後の閣議決定に「自紙委任」しているのである。法律実施に必要な事項の多くは、政令や内閣府令に委ねている（2条、7条、13条、24条）。これでは、現場で実際に執行する実施機関（公安警察、自衛隊情報保全隊等も含む）の判断で、いかようにでも拡大できる。自衛隊情報保全隊はどういう部隊か? イラク派兵反対闘争に対し、陸上自衛隊情報保全隊が全国各地で情報収集活動を行ない参加者のリストアップをした。これに対して、宮城県の市民たちが、仙台地裁に国家賠償訴訟を提起し闘った。2013年7月1日、仙台高裁で、情報保全隊の元隊長の鈴木陸将補の証人尋問が行なわれ、元隊長は、調査する個人情報は「氏名、職業、住所、生年月日、本籍、学歴、所属団体、所属政党、個人の交友関係」だと証言している。こんな調査が行われるおそれがある。

後から入り込んできて、被害をまき散らしながら、周辺住民を規制する無法

沖縄でも、全国各地でも、基地の多くは、もともと、日本の国民が居住し生活していたところ、あるいは、農業、漁業等を営んでいたところへ、米軍、自衛隊、古くは旧陸海軍が、軍事上必要と称して、強権を以て取り上げて、基地をつくり、更にそれを拡張してきたのである。そして、いま、夜間早朝の爆音、超低空飛行、墜落炎上、部品落下、火災・爆発、有害物質の流出、コロナの感染拡大、米兵凶悪犯人の基地内逃げ込み。それらに対処する自治体職員や警察官の基地内立ち入りさえ拒否される。周辺住民に被害をまきちらしているのが軍事基地である。この機会に、各基地での土地取り上げと、それに対する先人たちの闘いの歴史を調査したらどうか。沖縄の普天間基地の歴史はよく知られている。百里基地の歴史は、まさにそうだ（毎号の「百里の会」ニュースに詳しい）。土地の主人公は住民なのだ。ところが加害者が逆に開きなおって、被害者の周辺住民を敵視して利用を規制するという法案は断じて許せない。

憲法９条の原点にしっかり立つ

憲法9条の原点にしっかり立って立ち向かうことが基本だ。自衛隊基地、米軍基地の保有自体が、憲法9条の禁止する「戦力の保持」であって、憲法9条違反である。日米同盟強化と安保法制（戦争法）の下で、軍事基地の実態は、「自衛」のための基地ではない。3月16日の、日米安保協議委員会の共同文書および4月16日の日米首脳会談の共同声明の下で、日米両国政府は、「（中国が核心的利益とする）台湾海峡の平和と安定の重要性を強調」した。そのために、日本は「日米同盟を更に強化するために能力を向上させる」こと、具体的には、「（日米の）安全保障政策を整合させ」「将来的な課題へ対応するための実践的（リアリスティック・「実戦」的）な2国間及び多国間の演習が必要」と約束した。さらに、「米国国防省の『世界的な戦力態勢の見直し』に緊密に連携する重要性を確認」したのである。日米共同文書をうけて、前統合幕僚長の河野克俊氏は、3月30日付けの「朝日新聞」紙上で「今後想定されるのは台湾有事だ。台湾有事で米軍が出動した場合、日本も『重要影響事態』と認定して、米軍の後方支援にあたる可能性は十分にある。自衛隊が戦闘に巻き込まれるとの懸念があるが、台湾は日本と近接する地域で、日本も当事者意識をもつべきだ」と述べている。これは、沖縄はじめ日本の国土が戦場となることを意味する。

基本的人権の侵害許すな

しかも、周辺住民の個人情報を調査したり、土地建物の使用方法について勧告するとか、さらに命令、処罰までするなどは、憲法13条の「すべて国民は個人として尊重される。国民の生命・自由・幸福追求の権利は国政上最大の尊重を必要とする」の定めに違反する。「自己情報管理権」を侵害する。さらに、「平和のうちに生存する権利」、「居住移転の自由」、「健康で文化的な生活の権利」、「財産権の不可侵」、「思想、良心の自由」、「集会結社の自由」などの基本的人権を侵害するものである。

今国会は会期末までわずかだ。先の国政3選挙の審判、内閣支持率の急低下で、菅義偉政権は追い詰められている。この悪法案を世論と運動の力で廃案にしよう。

65年を超えて続く基地反対運動

1939年～　海軍航空隊の「百里原飛行場」開設　戦時中に数次にわたって拡張
1947年～　敗戦後に、飛行場を開拓地として解放
1955年 6月　幡谷仙三郎小川町長、百里原に自衛隊基地の誘致運動開始
1956年 5月　防衛庁、百里原に航空自衛隊の基地設置計画を発表
1956年 8月　百里基地反対期成同盟と愛町同志会（12月）を結成
1957年　幡谷町長リコール運動（1月）　基地反対派の山西きよ氏、町長に当選（4月）
1957年 9月　ブルドーザーなどの進入阻止のための座り込み
1958年 5月　防衛庁、基地建設資材の大量搬入を強行　機動隊介入
1958年 7月　百里裁判開始
1959年 1月　山西町長リコール成立　基地誘致派の町長当選（3月）
1963年 4月　滑走路予定地内の11戸が土地を防衛庁に売却
1964年 9月　「百里基地反対期成同盟」解散　10月　**「百里基地反対同盟」再建**
1965年 1月　基地の滑走路が完成
1965年 3月　百里の支援・共闘組織「百里基地懇談会」が結成され、**一坪運動開始**
1965年12月　F104戦闘機の配備開始
1966年 2月　**初午祭り**を開催　以後毎年恒例になる
1967年 2月　F104戦闘機が美野里町納場に墜落
1972年 3月　都内の学生数百名が年末までに援農に入る
1972年 3月　F104からF4ファントム戦闘機に配備替え開始
1976年 2月　射撃場に「自衛隊は憲法違反」の大看板を設置
1977年 2月　百里裁判一審判決　自衛隊の憲法判断を避け民事で国側を勝訴させる
1978年 9月　**百里基地反対連絡協議会**（社共統一）結成し現在に至る　**新一坪運動開始**
1981年 7月　百里裁判控訴審判決　自衛隊の憲法判断を避け、国側を勝訴させる
1984年～　F4ファントム戦闘機からF15イーグル戦闘機への配備替え開始
1984年10月　10・21全国統一行動の日に百里基地を人間のくさりで包囲する大集会開催
1987年10月　一坪運動地を平和公園にする計画を発表　募金運動開始
1988年 3月　百里平和委員会結成
1989年 2月　**百里平和公園完成**
1989年 6月　**百里裁判上告審判決**　自衛隊の憲法判断を避け,国側を勝訴させる
1990年 6月　百里基地で最初の**日米共同訓練**を実施
1991年 8月　百里ピースキャンプを開始（平和公園で）
1992年 8月　竹内茨城県知事、関西茨城県人会で百里基地の民間共用化構想を提起
1994年 5月　百里平和農園で、**米づくり**を開始　百里平和委員会、農民連青年部、民青など
1997年 3月　**平和地主運動**を開始
1998年 3月　防衛庁、運輸省、県の三者が「新滑走路を作って共用化」で合意
2001年 4月　百里基地の民間共用化事業が始まる
2007年10月　1回目の**訓練移転（日米共同訓練**を実施）
2010年 3月　**「茨城空港」**開港
2012年 8月　第1回百里平和盆踊りを開催
2015年 5月　「射撃場」を「**九条の丘**」と命名
2016年 4月　「平和公園・九条の丘」作業チーム発足
2016年 7月　「百里を語る会（学習会）」開始（10回実施）
2018年11月　一般社団法人「百里の会」発足
2019年 4月　新たに「平和公園」整備作業スタート
2021年 2月　平和公園に看板を設置

ブルドーザーの前で工事をはばむ百里農民　1957年当時

滑走路完成直前　1964年当時

挨拶する山西きよさん

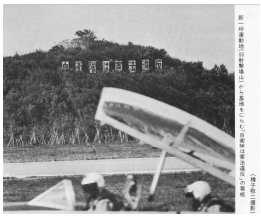

1989年6月　最高裁前

2015年9月　基地正門前

2019年10月　鳥居塗装作業